

## 令和7年度税制改正に関する要望

令和6年9月  
日本証券業協会  
投資信託協会  
全国証券取引所協議会

証券業界・資産運用業界の永年の悲願であった「貯蓄から投資へ」の流れは、間違いなく動き始めたと確信しております。

政府の強いリーダーシップにより導入された新NISA等が大きな起爆剤となったことは言うまでもありません。そして、日本のデフレからの脱却や10年来のコーポレートガバナンス改革の成果、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の設立なども後押ししました。日経平均株価も、バブル期の高値を更新し、一時、42,000円を超える水準にまで到達しました。8月上旬、株価は大幅な乱高下に見舞われましたが、中長期運用の視座に立ち、概ね冷静な対応が図られたと感じております。

個人金融資産が証券市場に流入し、企業の成長を促し、企業価値の向上によって家計が潤う、いわゆる「成長と分配の好循環」を拡大・定着させていくためにも、我々証券業界・資産運用業界は、政府が掲げる「資産運用立国」の実現に向けて積極的に取り組み、そして、動き始めた「貯蓄から投資へ」の流れをより大きく、継続的なものにできるよう、全力で取り組んでまいります。

つきましては、令和7年度（2025年度）税制改正に関し、NISA制度の更なる利便性向上を図ること、確定拠出年金制度の拡充等を図ること、世代間の資産承継を円滑にするため上場株式等の相続税に係る物納要件等を見直すことや上場株式等の相続税評価額を見直すこと、金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置を講ずること、スタートアップを支援するための税制措置を講ずること等、以下の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

## I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

### 1. NISA 制度の更なる利便性向上等

- ① NISA に係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること
- ② 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から 10 年を経過した日(10 年後以降は5年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認につき廃止又は簡素化すること
- ③ NISA 対象商品について ETF 等の投資信託に係る要件を見直すこと、金融機関変更時の即日買付を可能とすること等の NISA の利便性向上のための所要の措置を講ずること

### 2. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること
  - 加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ
  - 拠出限度額の引上げ
  - 「キャッチアップ拠出」の創設
  - マッチング拠出の弾力化
  - 老齢給付金の受給要件の緩和
  - 特別法人税の撤廃
  - 「生涯拠出枠」の創設と毎月・毎年の拠出額の柔軟化(中長期的な課題)

- ② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること
- 中小事業主掛金納付制度 (iDeCo+) の対象企業の要件緩和
  - 中途引出要件の緩和
  - 国民年金の第3号被保険者が iDeCo に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること
  - 財形年金貯蓄から iDeCo への移換を可能とすること
  - 中途退職に伴う退職一時金について企業型 DC 又は iDeCo への移換を可能とすること

## II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

### 1. 上場株式等の相続税に係る物納要件、相続税評価額等の見直し

- ① 投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、物納の要件等を緩和すること
- ② 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- ③ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

### 2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

## III 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること

(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ② 金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ③ 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

#### IV スタートアップを支援するための税制措置

##### 1. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

- 企業の持続的成長を後押しするための従業員向けインセンティブプランとして、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

##### 2. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること
  - J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
  - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
  - 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄(種類株式等)のうち、その募集が公募により行われているもの

##### 3. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託等)について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

## V 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

### 1. 特定口座等の利便性向上

- ① グループ通算制度を採用する株式会社において、スピノフを実施する場合の株主の税務簿価計算に用いる交付金銭等情報の算出方法を見直すこと
- ② 上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ③ 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ④ 発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること
- ⑤ 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること

### 2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること
- ④ クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

### 3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 再生可能エネルギーの導入拡大・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、以下の措置を講ずること
  - 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃すること

- 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から 20 年間としている期間を恒久化又は延長すること
  - 上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること
  - ② 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT 等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
  - ③ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
  - ④ 投資法人等が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること
  - ⑤ 投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること
4. 事務手続の簡素化及び効率化
- 税務手続の更なるデジタル化を推進すること
5. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長
- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること
6. 配当の二重課税の排除
- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

## VI SDGs 推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

以 上